

団体等登録申請書

年 月 日

栃木県動物愛護指導センター 所長 様

〒
住 所

申請者名

印

(団体にあっては名称及び代表者氏名)

電話番号

動物譲渡実施要領5-(2)- の規定により、誓約書を添えて登録申請します。

記

活動範囲	
事業所名	
飼養施設所在地	
飼養環境	一戸建て(持ち家 ・ 借家) マンション等の集合住宅(飼養可 ・ 飼養不可) その他()
譲渡希望動物種 (収容可能頭数)	成犬 (頭) 子犬 (頭) 子ねこ (頭)
提携動物病院名	

[添付書類]

定款又は規約
団体の会員名簿
集合住宅にあってはその管理規約
飼養施設の周辺地図
飼養施設の平面図
譲渡事業にかかる会計記録、団体等の決算報告等
健康管理の項目(ワクチン、駆虫等)
譲渡に係る資料(講習会資料、譲渡方法について)
過去1年間の譲渡実績資料

誓約書(団体等)

年 月 日

栃木県動物愛護指導センター 所長 様

〒
住 所

申請者名 印

(団体にあっては名称及び代表者氏名)

電話番号

私は、動物譲渡実施要領に基づく登録を受けるにあたり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法、栃木県動物の愛護及び管理に関する条例等の法令を遵守します。
- 2 譲渡対象動物の保管にあたり、適正に飼育できる環境を有し、近隣の生活環境に悪影響を及ぼしません。
- 3 当方の譲渡事業は営利目的ではありません。
- 4 譲渡する動物を適正に飼養するために必要な指導(所有明示、不妊去勢手術、終生飼養等)を飼養者に対し実施いたします。
- 5 動物譲渡実施要領中、譲渡団体等に係わる事項を遵守します。
- 6 譲渡を受けた動物の問題行動、病気等の隠れた瑕疵が判明した場合においても栃木県及び栃木県動物愛護指導センターに対してその責任を一切問いません。
- 7 譲渡を受けた動物の飼養が困難となった場合においても責任をもって対処し、栃木県動物愛護指導センターへ動物の引取りを依頼するようなことはいたしません。
- 8 新しい飼養者が決定し、動物の飼養に関する指導をした場合は、速やかに譲渡完了報告書を送付します。
- 9 譲渡後に元の飼養者が判明した場合は、その責任について栃木県及び栃木県動物愛護指導センターに対して責任を問わず、三者間で協議の上、飼養者を決定いたします。
- 10 栃木県動物愛護指導センターが行う動物の愛護及び適正飼養の普及啓発を理解し、協力するとともに、センターの譲渡事業に誤解を招き、支障をきたす行為は行いません。
- 11 本誓約書内容を遵守していないことが明らかになった場合、栃木県動物愛護指導センターから譲渡の中止又は登録の取り消しをされても不服申し立ていたしません。
- 12 その他、譲渡に関し、栃木県動物愛護指導センターの指示に従います。